

衆議院予算委員会ニュース

【第204回国会】令和3年2月25日（木）、第16回の委員会が開かれました。

1 令和3年度一般会計予算

令和3年度特別会計予算

令和3年度政府関係機関予算

- ・武田総務大臣、野上農林水産大臣、梶山経済産業大臣、加藤国務大臣、河野国務大臣、丸川国務大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに参考人に一般的質疑を行いました。

(参考人) 内閣広報官

山田真貴子君

総務審議官

谷脇康彦君

日本放送協会会長

前田晃伸君

(質疑者) (一般的質疑) 黒岩宇洋君 (立民)、後藤祐一君 (立民)、今井雅人君 (立民)、藤野保史君 (共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

(一般的質疑)

黒岩宇洋君 (立民)

(1) 新型コロナウイルス感染症ワクチン

ア 4月12日開始予定の65歳以上高齢者接種について、各都道府県約1000人の高齢者の選出方法

イ 4月26日に全市町村に行き渡る時点での具体的な供給数

ウ 65歳以上高齢者への接種のための各市区町村への供給を6月中旬に完了する目標の実現可能性

エ 上記ウについて政府として明言できないことの確認

(2) 令和2年10月26日のNHK報道番組への菅内閣総理大臣の出演

ア 同番組放送当日から翌日までの間の山田内閣広報官からNHKへの架電の有無

イ 上記アについての前田参考人(NHK会長)の事実認識

ウ 山田内閣広報官の携帯電話通話履歴における上記アの架電の有無

(3) 総務省幹部職員への利害関係者による接待事案

ア 令和元年11月6日の東北新社関係者と山田内閣広報官(当時、総務審議官)との会食

a 提供された食事内容

b 同内閣広報官の、過去の研修における「飲み会は断らない」旨の発言の性質

c 本事案の他に、同内閣広報官と同関係者及び他の所管事業者との会食の有無

d 同内閣広報官が同関係者との会食を一回限りと断言できる理由及び他の所管事業者との会食記録提出の可否

e 本事案を踏まえ、同内閣広報官自らの、女性初の内閣広報官として女性の共感を得られ、職責にふさわしいとの認識の有無

イ 2月22日の予算委員会における菅内閣総理大臣の「私の長男が関係して、結果として公務員が倫理法に違反する行為をすることになった」との答弁

a 同答弁時点では本事案の国家公務員倫理法違反は疑念の段階で、総務省として未認定であったことの確認

b 同答弁と総務省の認識との整合性

ウ 幹部職員らが東北新社関係者だけと会食を重ねた理由

エ 総務省による調査において、週刊誌で報道された4人以外で自ら接待の事実を申告した職員の有無

オ 本事案が国家公務員倫理規程制定後最大かつ総務省最大の不祥事との武田総務大臣の認識の有無

カ 行政の信頼回復のための武田総務大臣の辞職の必要性

後藤祐一君（立民）

- (1) 令和2年10月26日のNHK報道番組への菅内閣総理大臣の出演
 - ア 出演後の山田内閣広報官からNHK関係者への架電の有無
 - イ 携帯電話以外の手段による山田内閣広報官からNHK関係者への連絡の有無
 - ウ NHK関係者への連絡の有無についての山田内閣広報官による文書提出の必要性
- (2) 新型コロナウイルス感染症ワクチン
 - ア 想定している接種回数
 - イ 回数、スケジュール等接種に関する事項を早期に確定する必要性
- (3) 総務省幹部職員への利害関係者からの接待事案
 - ア 総務省に設置される検証委員会
 - a 総務省職員または総務省出身者を委員から排除する必要性
 - b 検事出身者を委員に加える必要性
 - c 委員会の立上げ時期
 - d 会食以外を含む当事者間のコミュニケーション内容を検証する必要性
 - e 国家公務員倫理規程違反に関する総務省関係者の処分が軽いとの意見についての武田総務大臣の見解
 - f 行政がゆがめられた事実が判明した場合の対応
 - g 行政がゆがめられた事実が判明する可能性を踏まえて検証委員会を行う必要性
 - イ 内閣広報官の役割についての山田内閣広報官の認識
 - ウ 山田内閣広報官が広報官を続けることについての菅内閣総理大臣の指示の有無
 - エ 山田内閣広報官の辞任の意思の有無
 - オ 令和元年11月6日の東北新社関係者と山田内閣広報官（当時、総務審議官）との会食
 - a 山田内閣広報官が菅内閣総理大臣の長男と初めて会った時期
 - b 山田内閣広報官が会食に参加した経緯
 - c 会食した店の特徴
 - d BS、CS等衛星放送に関する会話の有無
 - e 東北新社に関する放送行政に関する会話の有無
 - f 会食時の会話内容について検証委員会の検証対象とする必要性
 - g 検証対象となった場合の山田内閣広報官の対応
 - カ 谷脇総務審議官と東北新社以外の放送事業者または通信事業者との会食の有無
 - キ 東北新社以外の放送事業者または通信事業者との会食についても検証対象とする必要性
 - ク 放送行政及び通信行政を独立行政委員会で行うべきとの意見についての武田総務大臣の見解

今井雅人君（立民）

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催形式決定の具体的な時期についての丸川国務大臣の見解
- (2) 総務省幹部職員への利害関係者による接待事案
 - ア 令和元年11月6日の東北新社関係者と山田内閣広報官（当時、総務審議官）との会食
 - a 同内閣広報官が同関係者と知り合った時期
 - b 同社創業者が菅内閣総理大臣（当時、内閣官房長官）と旧知の関係であることについての同内閣広報官の認識の有無
 - c 同内閣広報官と同社幹部とは旧知の関係か否かの確認
 - d 会食の参加者

- e 菅正剛氏の参加についての同内閣広報官の会食当時の認識の有無
- f 同氏が菅内閣総理大臣（当時、内閣官房長官）の長男であることの認識の有無
- g 会食時の配席
- h 他の事業者との相手方費用負担による会食の有無
- i 東北新社関係者との会食が相手方費用負担であった理由
- j 事業者との会食時の、事前の利害関係者該当性確認の有無
- k 本事案において、事前の利害関係者該当性確認を行わなかった理由
- l 本事案に関して同内閣広報官と菅内閣総理大臣との協議の有無
- イ 総務省による調査
 - a 調査チームに所属する弁護士が同省職員であることの確認
 - b 上記 a についての武田総務大臣の認識の有無
 - c 東北新社が幹部職員への接待を繰り返した意図
- (3) 株式会社アキタフーズ関係者及び吉川農林水産大臣（当時）と農林水産省幹部職員との会食
 - ア 会食時の土産受領の有無
 - イ 参加職員は費用は同席政治家負担と認識したとの同省調査報告と土産受領の事実との整合性
 - ウ 2019年及び2020年の同社に対する鶏卵生産者経営安定対策事業補助金の支給額
 - エ 同事業に関連し、本事案が同省職員への贈収賄に該当する可能性についての野上農林水産大臣の認識
 - オ 同事業に関する不正があった場合の予算への影響

藤野保史君（共産）

- (1) 総務省幹部職員への利害関係者からの接待事案
 - ア 関係幹部職員への接待を経た後に山田内閣広報官（当時、総務審議官）に接待が行われた目的
 - イ 情報流通行政局担当「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」が、本事案に関与した吉田総務審議官の局長在職時に再開し、秋本局長在職時に東北新社のようなBS左旋事業者の要望が反映された報告書案が作成されていることを踏まえた、放送行政がゆがめられた可能性
- (2) 原子力発電所をめぐる問題
 - ア 東京電力社員が不正に柏崎刈羽原子力発電所の中央制御室に入った事案を把握せずに原子力規制委員会が認定した同社の原子炉設置者としての適格性について、再審査の必要性
 - イ 過去1年頻繁に行われた経済産業省幹部による新潟県出張の理由
 - ウ バックフィット制度
 - a 原子力エネルギー協議会（ATENA）の概要
 - b 同協議会による現行のバックフィットに代わる新たな枠組の提案内容が同制度を形骸化させる危険性
 - c 原子力規制を事業者の自主的な取組に委ねることの危険性